○外務省告示第二百十一号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年六月二十四日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年七月三日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年六月二十四日
発行年月日　令和三年五月二十六日
旅券番号　TT一三九二一六三

○農林水産省告示第八百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字麻那古字上嶽三〇八一の四・三一〇〇・三一〇一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三一〇一の二、三一〇二、三一一一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上嶽三一〇〇・三一〇一の一・三一〇二・三一一一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県敦賀市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字三河内字清地庵甲三五三一、甲三五三二、甲三五三八、甲三五四二の一、甲三五四二の二、甲三五四三、甲三五四四の一から甲三五四四の三まで、甲三五四六、甲三五四七の一、甲三五四七の二、甲三五四九、甲三五五二、甲三五五三、甲三五五五、甲三五五六、甲三五五九、甲三五六一、甲三五六三、甲三五六四、甲三五六六、甲三五六八の一、甲三五六八の二、甲三五六九、甲三五七一、甲三五七二の一、字野方甲三五七三から甲三五七七まで、甲三五七九、甲三五八一、甲三五八三から甲三五八六まで、甲三五八八から甲三五九〇まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字清地庵甲三五三八・甲三五四二の一・甲三五四二の二・甲三五四三・甲三五四四の一・甲三五四七の一・甲三五五二・字野方甲三五七七・甲三五七九・甲三五八八・甲三五八九（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市若木町大字川古字牟田一一二九四の一、一一二九五の一、一一二九五の三、一一二九六、一一二九七、字中山一一二九八の四から一一二九八の六まで、一一二九八の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市若木町大字川古字牟田一一二九三の三四、一一二九三の三六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市若木町大字川古字永野一四〇一五の一から一四〇一五の九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）